

生徒心得

群馬県立前橋清陵高等学校（定時制昼間部）

この生徒心得は、生徒全員が毎日安心して気持ちよく登校し、安全に楽しく学習できる学校を目指すためのものである。

第1章 学業および態度

第1条 前橋清陵高等学校生徒としての自覚をもち、単位制スピリットの趣旨及び単位制生徒指標（1、個性を生かす、輝かす 2、他に学び、マナーを守る 3、人の世の支えとなる）にもとづき良識ある行動をとるとともに、常に計画的、積極的に学習すること。

第2条 授業を大切にすること。正当な理由の無い欠課は認めない。欠席・遅刻をするときは事前に必ず学校へ連絡すること。早退・外出をするときは、必ず担任等の許可を得ること。

第3条 授業や集会での携帯電話等の使用は禁止する。

第4条 法律・条例違反および高校生としてふさわしくない行為は、厳に慎むこと。

第2章 服装・身だしなみ・頭髪・履物 等

第5条 服装は常に高校生らしい清潔なものを着用すること。華美や不快感を与える服装、過度な肌の露出や装飾は禁止する。学校生活に必要なピアス・化粧品は禁止する。

第6条 頭髪は常に高校生らしい清潔なものとすること。脱色、染色、ウィッグなど人工的に加工することを禁止する。

第7条 校内での履物については、下履きと所定教室用の上履き、体育館履きを厳密に区別し、それぞれ各自管理すること。下履きについては、床を傷つける恐れのある金具付きのものなどについては厳禁する。

第3章 保健衛生および風紀

第8条 心身の健康保持につとめ、進んで体力の増強をはかること。

第9条 学校の器具、施設等は大切に扱い万一破損の場合には直ちに届け出ること。学校施設の清掃については、計画に従い責任をもって取り組むこと。

第10条 貴重品・現金等の管理については各自責任をもち、万一所持品を紛失し、あるいは遺失物を拾得した場合は速やかに係職員まで届け出ること。

第11条 喫煙は厳禁する。成年者であっても校内の喫煙は禁止する。

第12条 風紀上、不健全な場所へは立ち入らないこと。

第4章 交通用具・交通機関の使用 等

第13条 交通関係の指導規定については、校内交通規則を別に定める。

第5章 証明書の発行・諸届け 等

第14条 本校生であることを証する身分証明書は、常に携帯しなければならない。身分証明書は卒業・退学等によりその籍を失った場合は、速やかに学校長に返納しなければならない。

第15条 次の場合には学校長に願い出てその許可を求めること。

- (1) 校内で出版または掲示をするとき。
- (2) 学校施設および校具を使用するとき。
- (3) 旅行および登山をするとき。(様式生指第2号)
- (4) その他、通常の教育活動外と認められる行為を行う場合。

第6章 就労

第16条 働きながら学ぶことで一定の修学資金を得ようとする、および、働くことを通して人間としての自立を図ろうとするは推奨するが、その場合、以下を厳守すること。

- (1) 就労(含、アルバイト等)は、保護者の同意と学校の了解を受けること。
- (2) 就労先・就労条件が変わった際は、その都度届出て学校の了解を得ること。
- (3) 高校生としてふさわしくない仕事および宿泊や深夜にわたる仕事でないこと。群馬県青少年育成条例に違反しないように就労時間を注意すること。
- (4) 就労先への通勤が、遠距離でなく、安全確保・事故防止がはかれること。
- (5) 就労先と学校との連携が保てること。

第7章 選挙運動・政治活動

第17条 教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、禁止する。

第18条 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、禁止する。

第19条 放課後や休日等に学校の構外で行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、禁止する。

- (1) 公職選挙法等の法令に違反することがないように十分留意する。
- (2) インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、公職選挙法上認められていない選挙運動を行ってしまわないよう十分留意する。

第8章 指導措置

第20条 法律・条例、校則に違反した生徒に対しては、厳正な指導措置を行う。

第21条 特別指導関係の指導規則については、特別指導措置(内規)を別に定める。

令和3年4月改定